

第2回 安曇野市地域公共交通会議兼安曇野市地域公共交通協議会 議事録

1	委員会名	安曇野市地域公共交通会議兼安曇野市地域公共交通協議会 会議
2	日時	平成20年3月26日(水) 午後1時30分～2時40分
3	会場	安曇野市堀金総合支所 301会議室
4	出席者	平林市長、奥山委員、土井委員代皆川委員、三村委員代池田委員、清澤委員、小宮山委員代山崎委員、宮本委員、樋口委員、甕委員、尾台委員、二木委員、小平委員、小林忠孝委員、米倉委員、会田委員、山本委員、水谷委員、宮崎委員、曲淵委員、小林忠由委員、小岩井委員、耳塚委員、岡山委員、中村委員代山口委員、宮井委員、小山委員、遠藤委員、倉島委員、安藤委員代風間委員、黒岩委員、土肥委員、堀田委員、三澤委員、久保田委員
	国出席者(委員以外)	清水交通企画係長
	市出席者(委員以外)	二木企画政策課長、猿田課長補佐、上條係長、中山主事
	NTT出席者	矢澤、木内
6	公開・非公開の別	公開
7	記者	3人
8	傍聴	1人
9	会議概要作成年月日	平成20年3月31日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

(1) 安曇野市地域公共交通会議

- ・挨拶 (奥山教授)
- ・要綱改正等に伴う委員の変更について
- ・会長の選任について

(2) 安曇野市地域公共交通協議会

- ・協議会設立について
- ・規約(案)の承認について
- ・会長挨拶
- ・役員を選任について
- ・事務局規程(案)の承認について
- ・財務規定(案)の承認について
- ・公印取扱規定(案)の承認について
- ・安曇野市地域公共交通総合連携計画(案)の承認について
- ・平成20年度事業計画(案)の承認について
- ・平成20年度予算書(案)の承認について
- ・その他

(3) その他

(4) 閉会 (二木企画政策課長)

2 協議概要

1. (1)安曇野市地域公共交通会議

- a) 安曇野地域公共交通会議要綱改正等に伴う委員の変更について(事務局より説明)... 資料1
<資料1「安曇野市地域公共交通会議設置要綱」 事前配布>

- ・この要綱は昨年5月1日に施行したものであるが、安曇野市地域公共交通協議会との関連で、3

月 18 日に改正を行った。

- ・ 構成員について、新たに市長を加えた。(第 3 条)
- ・ 名簿の変更について 豊科警察署交通課長 吉川委員から宮本委員へ
民生児童委員連絡協議会会長 岡村委員から山本委員へ
長野県バス協会専務理事 中島委員から倉島委員へ
- ・ 所属機関の変更について 「安曇野観光協会設立委員会」から「安曇野市観光協会」へ
- ・ いずれも異議なく了承される。
- ・ 新たな 3 委員から挨拶がある。

b) 会長の選任について (奥山会長より提案)

奥山会長：要綱の改正に伴う委員の変更で、今回市長さまに加わっていただきます。本来この地域公共交通会議というのは、地域の公共交通を検 討する最も重要な会議です。その意味で、市長に入
っていただいて会長を務めていただくのがベストではないかと考えています。
そこで私からの提案になりますが、まず私が会長の任から降ろさせていただいて、新たに市長
さまに就任していただくのが一番良いのではないかと思います。
なお、要綱の第 5 条に、会長は委員の互選により定めるとありますが、皆様方に諮らせていた
だいて、市長さまに会長に就任していただくということでご了承いただければと思っております
すがいかがでしょうか。

委 員：異議なし。

奥山会長：ありがとうございます。満場一致で市長さまに会長になっていただくということで、よろしく
お願いしたいと思います。私は会長の任から降ろさせていただくこととなります。ご協力あり
がとうございました。

2. (2) 安曇野市地域公共交通協議会

a) 協議会設立について及び規約 (案) の承認について (事務局より説明)

… 資料 2、資料 9

<資料 2 「安曇野市地域公共交通協議会規約 (案) 及び会員名簿 (案)」 事前配布
資料 9 「平成 20 年度公共交通推進に伴う取組概要 (案)」 事前配布 >

- ・ 平成 19 年 10 月に、地域公共交通活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を、総合的、かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律というものが施行された。
- ・ その中において、市町村は基本方針に基づき地域公共交通総合連携計画を作成することができるとされている。平成 20 年度から 30 億円の予算で国土交通省が実施する地域公共交通活性化・再生事業の補助対象となるためには、地域公共交通協議会を組織し、地域公共交通総合連携計画を策定する必要があるということから設立するのが、この安曇野市地域公共交通協議会である。
- ・ 平成 19 年 7 月から検討会において協議を続けてきた内容を安曇野市地域公共交通総合連携計画としてまとめ、安曇野市地域公共交通会議に加え設立させていただいた安曇野市地域公共交通協議会でこの連携計画 (案) を推進していきたいと考えている。
- ・ 地域公共交通協議会は地域公共交通会議を兼ねており、委員も同一である。その下部組織として、これまで国土交通省主体で開かれていた安曇野地域における公共交通システム構築のための検討会を幹事会として位置付け、また観光ワーキンググループ会議は部会という位置付けとする。
- ・ 19 年度までの事業推進体制は、安曇野市が国や県からいただいた補助金を活用して事業委託などを行うというものであったが、20 年度以降は本協議会に補助金や市の負担金をいただき、事業委託、契約事務等を行うというものになる。
- ・ 「あづみん」の実証運行の実施や観光客の対応、市外への移動等については検討して継続していく。また、長野県からいただいている合併特例交付金は 20 年度以降も安曇野市で対応していく。

- ・協議会規約について。会議の名称は安曇野市地域公共交通協議会とし、事務所は安曇野市役所に置く。(第1条、第2条)
- ・設置目的は前出の法律第6条1項に基づき、地域連携計画の作成及び協議、連携計画の実施に係る連絡調整を行なうためとする。(第3条)
- ・業務としては4項目あり、連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、その目的達成に必要なこととする。(第4条)
- ・協議会の会員は第5条に謳われる9項目に掲げられている基準に基づいている。
- ・協議会には会長1名、監事2名を置き、会長は安曇野市長をもって充てる。監事は総会において委員の中から選出する。(第7条)
- ・会長の職務は会務を総理し協議会を代表するものとする。会長に事故あるときは会長があらかじめ会員の中から指名した者がその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。監事の職務は協議会の事業執行及び会計状況の監査、不正な事実を発見した際の総会への報告、報告のために必要な場合における総会の招集などとする。(第8条)
- ・任期は1年で、再任を妨げない。(第9条)
- ・総会は通常総会及び臨時総会とし、議長は会長が務める。通常総会は毎年開催する。(第13条)
- ・総会の議事は全会一致を原則とするが、意見が分かるときやその他議長がやむを得ないと認めるときは過半数をもって決する。(第15条)
- ・総会の議事は議事録を作成し、議長及び当該総会に出席した会員のうちから選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。(第20条)
- ・協議会の業務を円滑に行うために幹事会を置き、幹事長は学識経験者をもって充てる。(第21条) 幹事会のメンバーは、長野県安曇野地域における公共交通システム構築のための検討会と同一の選出区分である。
- ・幹事会の業務を円滑に行うため、部会を置く。(第23条) これまでの観光ワーキンググループ会議がこれにあたる。
- ・協議会の業務を執行するため、事務局を置く。事務局は安曇野市企画財政部企画政策課に置き、市の職員をもって充てる。庶務は事務局長が総括し処理する。(第25条)
- ・会計の事業年度は4月1日に始め、翌3月31日に終わる。(第28条)
- ・資金は市からの負担金、国からの補助金、その他収入とする。(第29条)
- ・この規約は平成20年3月26日から施行する。年度途中の設立であるので、平成21年3月31日までが任期、会計年度となる。(附則)

事務局 : 資料9、資料2に基づいて説明させていただきました。何かご意見、ご質問等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。
それでは規約の(案)についてご承認いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

委員 : 異議なし。

事務局 : どうもありがとうございます。なお規約第7条第2項に会長は安曇野市長をもって充てるとあり、また規約第13条第2項には、議長は会長が務めるとあるので、ここで会長に選任されました市長にご挨拶をいただきこれ以後の進行もお願いしたいと思ひます。

平林会長 : 本日はご多忙のところ安曇野市地域公共交通会議兼安曇野市地域公共交通協議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。この会の会長に就任させていただきました安曇野市長の平林です。これまで会長を務めていただいた奥山先生には、本当に長きに渡り大変なご尽力を頂戴してきました。心からお礼を申し上げ、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。昨年からはお蔭様で新公共交通システム「あづみん」が試行運転を開始しました。基礎的な準備から始めまして、何回も検討会で議論等経ていただいたわけですが、皆様の大変なご活躍に敬意を申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます次第です。全国に先駆けてデマンド方式による公共交通が、ゼロからのスタートであったものがこうして大変大きな方向に向けて実り

つつあるのは、ひとえに本日もご出席の皆様はじめ関係の皆様のお陰であります。
昨年10月に、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組と創意工夫を、総合的また一体的そして効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現のための地域公共交通活性化及び再生に関する法律が施行され、市町村は法の基本方針に基づき、地域公共交通総合連携計画を策定することができるようになりました。また、20年度から国では30億円の予算で地域公共交通活性化並びに再生事業が実施されることになっています。交通施策というものは単に人が移動する手段というだけではなく、地域の人々に安心と潤いを与え、地域全体の活性化にも繋がるものです。安曇野市と致しましても、この協議会設立を契機に更に関係の皆様と一体となって積極的に事業を推進し、この「あづみん」の3年間の実証運行や既存の交通の活性化、ひいては観光振興の活性化に寄与する公共交通システムの構築に取り組んで参りたいと考えているところです。

こういった私どもの取組が全国の良いモデルとなるような意気込みで事業を推進していきたいと考えているところです。委員の皆様におかれましては、今まで以上のより一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

b) 役員を選任について

平林会長：引き続きまして議事を進めさせていただきますが、まず議事録署名人の選任から始めたいと思います。

規約第20条第3項にあります議事録署名人ですが、甕委員さんと小岩井委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

平林会長：ご異論ないようですので、ただ今の甕委員さん、小岩井委員さんに議事録署名人となっただきますようお願いいたします。

続きまして規約第7条にあります監事2名の選任につきましてお諮りしたいと思います。規約では会員の中から総会で選任するとなっておりますので、この場でご推薦いただいて選ばせていただきたいと思います。私の方からご推薦申し上げますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

平林会長：それでは監事2名を清澤委員さんと会田委員さんをお願いしたいと思います。皆様の承認をいただきたいと思います。

委員：異議なし。

平林会長：それでは監事は清澤委員さん、会田委員さんということで決めさせていただきます。

規約第8条に、会長に事故あるときはあらかじめ会長が会員の中から指名した者がその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行うとなっております。会員の中から市の総務部長を指名したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

平林会長：それでは会長の職務を代理する者として市の総務部長を指名させていただきます。

また、これまでの検討会は協議会の幹事会に引き継がれていくわけですが、第21条第3項に、幹事長は学識経験者をもって充てると書かれております。大変お手数ですが奥山先生に引き続きお願いしたいと思います。

委員：異議なし。

平林会長：第25条のとおり事務局は市の企画財政部企画政策課に置きますが、第5項の事務局長には企画財政部長を任命したいと思います。なお、各種規程はこれからご審議いただきますが、他の運

営上必要な事項は市に準ずるものとしたいと思います。いずれもご了解いただきたいと思ます。

委員：異議なし。

c) 事務局規定（案）の承認について（事務局より説明）… 資料3

<資料3「安曇野市地域公共交通協議会事務局規定（案）」 事前配布>

- ・事務局の所掌事項は4項目あり、協議会の会議に関すること、協議会の資料作成に関すること、協議会の庶務に関すること、その他協議会の運営に関し必要な事項である。（第2条）
- ・事務局長が専決することができる事項は4項目あり、事務局の運営に関すること、物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること、物品及び現金の出納に関すること、その他軽易な事項に関することである。しかし異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。（第4条）
- ・公印は会長印とする。（第6条）

d) 財務規定（案）の承認について（事務局より説明）… 資料4

<資料4「安曇野市地域公共交通協議会財務規定（案）」 事前配布>

- ・協議会の予算は安曇野市の負担金、国からの補助金、繰越金、その他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事務執行に係る経費をもって歳出とする。会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。（第2条）
- ・予算の補正等発生した場合は、会長が調製し速やかに協議会に諮る。（第3条）
- ・収入及び支出の手続等は、安曇野市財務規則の例による。（第8条）
- ・年度途中の協議会設立であるので、予算に関しては第2条第2項「年度開始前に」を「第1回の」に読み替えるものとする。（附則）

e) 公印取扱規定（案）の承認について（事務局より説明）… 資料5

<資料5「安曇野市地域公共交通協議会公印取扱規定（案）」 事前配布>

- ・公印は会長印とし、「安曇野市地域公共交通協議会長之印」というものを作成する。（第3条）

平林会長：ただ今事務局規定（案）、財務規定（案）、公印取扱規定（案）の3つにつきまして事務局から説明がありました。このことにつきまして何かご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：質問意見なし。

平林会長：それではないようですので、今の3つの規程につきましてご承認いただけるということでしょうか。

委員：異議なし。

平林委員：ありがとうございました。承認と決定させていただきます。

f) 安曇野市地域公共交通総合連携計画（案）の承認について（事務局説明）

… 資料6-1、6-2、6-3

<資料6-1「安曇野市地域公共交通総合連携計画（案）」 事前配布

資料6-2「安曇野市地域公共交通総合連携計画の概要（案）」 事前配布

資料6-3「安曇野市地域公共交通総合連携計画（素案）への意見募集実施結果」

事前配布>

- ・先日2月21日に開催された検討会において、素案という形で連携計画等を審議していただい

- ている。
- ・翌 22 日から 3 月 7 日まで、ホームページ等を中心に意見の募集を行った。
 - ・意見を応募いただいた方は一人で、『新公共交通システムに関し現状の試行運行を踏まえながら、平日運行される地域住民の足となる交通システムと、週末に特化した観光振興に寄与する地域観光公共交通システムの融合を考慮されることを望みます』との意見であった。『ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます』と回答させていただいている。
 - ・また 2 月に安曇観光タクシー、南安タクシー両組合執行委員長さんが市役所に来庁され、運行システムに伴う要請をされた。内容としては「あづみん」に反対するのではないが、増車や早朝深夜の運行、市外への運行、運行日の変更などは慎重に行ってもらいたい。タクシーと両立するように工夫し、話し合いを持ちながらやっていただきたいというものであった。3 月 11 日には両社長さん等に立ち会っていただき、意見の交換をさせていただいた。
 - ・連携計画（案）を中心にご議論いただき、最後の修正については事務局に一任されたい。
 - ・安曇野市は平成 17 年 10 月 1 日に 5 町村が合併して誕生した市である。この地域は民間のバス路線が既にほとんど廃止になっており、それぞれで地域振興バスや路線バス、循環バス、乗合いタクシー、福祉バス、観光周遊バスの運行や、高齢者等の外出支援のためのタクシー初乗り料金補助などが行われていた。しかしこれらは合併前の旧町村単位で構築されたもので、新市としての連携が取れておらず、利用者も低迷していた。
 - ・この地域は自然景観や文化施設、山岳、温泉等豊富な観光資源を有しているが、公共交通機関が少なく観光客には利用しにくいという状況であった。
 - ・そこで平成 18 年の 7 月から 2 年間の予定で、国交省と共催で検討会を設置し、大変多くの皆様の参加をいただきながら運行方法について検討を進め、平成 19 年 9 月 10 日より市内全域での乗合いタクシーを中心とした試行運行を開始した。
 - ・人口 10 万人レベルの市全域を運行するものとしては全国初の試みであり、使用車両 14 台というのも全国最大規模である。
 - ・この計画書は、これまでの検討内容を整理し、今後の乗合いタクシーを中心とした実証運行や観光資源を活かすための公共交通の検討、安曇野市外への公共交通手段のあり方等をまとめたもので、今後の公共交通の活性化を推進するものである。
 - ・基本方針としては、生活交通の確保、充実を行うことで地域間の連携や一体感を醸成し、地域の活性化に寄与するなど 4 項目で、地域が一体となって総合的施策の実行にあたるとしている。
 - ・公共交通サービスの整備方針と方向性としては、デマンド交通システム「あづみん」の運行、基本ルートを設定した「定時定路線」的運行、観光と連携した交通システムの構築、脱石油型の交通システムの構築の 4 項目がある。
 - ・連携計画の区域は安曇野市全域とする。
 - ・「あづみん」の 1 日平均利用者の数値的な目標は 420 人とする。
 - ・具体的な事業計画は、現在のところ 19 年 9 月 10 日より運行しているものと大きな変更はない。運行していく中で皆様と相談しながら改善改良を加えていきたい。
 - ・この 3 年間は国からの補助を受けながら実証運行をしていきたい。
 - ・予約管理の主体は安曇野市社会福祉協議会、運行主体は南安タクシー、安曇観光タクシー、明科第一交通、バイタルの 4 社にお願いする。
 - ・既存交通の利用促進を図っていくが、事業主体は調整中である。
 - ・既存の観光周遊バスの運行を当面継続しながら利用を促進し、「あづみん」との連携や路線強化などの検討を続ける。実施主体は安曇野市観光協会や松本電気鉄道株式会社とする。
 - ・安曇野市を訪れる観光客や市民の移動手段としてのパークアンドライドの整備を行う。
 - ・観光振興に寄与する地域公共交通の活性化を行う。
 - ・山岳観光促進のための駐車場の整備等を行うとしたが、実施主体は未定である。
 - ・実施主体は未定だが、バイオディーゼル燃料などの活用を推進し、脱石油型の交通システムを構築する。
 - ・計画の期間は市の総合計画に合わせ、20 年度から 29 年度の 10 年間とする。
 - ・国交省等から指導をいただき、細かい文面など手直しさせていただくことを承知しておいていただきたい。

平林会長：ただ今連携計画（案）につきまして、資料6-1、6-2を使って事務局より説明がありました。要点のみの大雑把な説明だったかも知れませんが、皆様からご質問、ご意見等ありましたら遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

甕委員：脱石油型の交通システムの構築というところに関してですが、その方面の専門家をメンバーに加えていくという考えはあるのでしょうか。

事務局：これは市の総合計画の中でも同じような言い回しをさせていただいていますが、現在市の取組として、市民環境部等でバイオディーゼル燃料関係や産業観光部の方でバイオマスなどの研究を始めております。当然各セクションと連携を取りつつという形になります。今のご意見は10年間の計画の中でのお話ということになっておりますので、今すぐ専門家の方を加えて議論をするという予定はしていませんが、期間の中で調整をしながら時期を見てお願いをしていくこともあると思っています。

平林会長：他にも何なりとご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか？
特にないようですので、この連携計画（案）についてこのように定めていくということで承認していただける方は、拍手をもってお願いしたいと思います。

委員：異議なし、拍手。

平林会長：ありがとうございました。全員一致でご承認いただいたということで、計画の（案）の字を消していただき、この連携計画に沿って事業を進めていきたいと思っています。

g) 平成20年度事業計画（案）の承認について（事務局より説明）… 資料7
＜資料7「平成20年度安曇野市地域公共交通協議会事業計画（案）」 事前配布＞

- ・総合連携計画の中に謳っている大きな柱である。
- ・大きく3つの柱があり、一つ目は「あづみん」「定時定路線」の実証運行及びその検証を行っていくこと、二つ目が観光客対応や市外移動の方法について検討を進めること、三つ目が連携計画推進に関する事業を行っていくことである。
- ・現在は21条の許可をいただいて運行しているが、9月からはこの内容で4条の許可をいただいて運行していくことになる。

h) 平成20年度予算書（案）の承認について（事務局より説明）… 資料8
＜資料8「安曇野市地域公共交通協議会予算書（案）」 事前配布＞

- ・収入合計、支出合計が同一で92,602千円を見込んでいる。
- ・収入の主なものとして先程規約等で承認された安曇野市の負担金が92,600千円を予定している。補助金は国の方をお願いしているところであり、まだ決定していただけていないことから1千円、諸収入として預金利息の1千円を見込み、合計が90,602千円である。
- ・支出として、会議費は協議会・幹事会の報償費が784千円、旅費及び委員費用弁償として360千円、食料費が45千円で、合計1,189千円となる。
- ・事務費は書籍、事務用品が50千円、印刷費が440千円、郵送料が41千円、振込手数料が60千円となり、合計591千円となる。
- ・事業費は実証運行委託費が70,000千円、計画事業推進委託費が10,000千円で、合計80,000千円となる。
- ・運行や計画推進等でまだ未定の部分が多くあるため、予備費を10,821千円見込んでいる。また租税公課として1千円を計上している。
- ・また、19年度の運行内容を基本に、運行管理や予約管理について社会福祉協議会や4事業者と4月1日付で委託契約を結び、運行を継続していきたいと思っているので、ご承知おきいただきたい。

平林会長：ただ今当協議会の平成 20 年度事業計画の（案）並びに予算（案）が説明されました。ご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

米倉委員：協議会の予算書によりますと、収入合計が大体 92,600 千円くらいになっています。新聞によると、安曇野市新年度当初予算案ではデマンド交通には 125,790 千円を計上したとなっているのですが、その差はどこにあるのでしょうか。

事務局：長野県からいただく予定の合併特例交付金というものがあり、32,000 千円ほどを見込んでいます。それ以外にも公共交通の予算の総額の中では、市が直接得るべきものがござります。協議会の負担金として 92,602 千円を見ているということであって、それが差額だにご理解をいただきたいと思います。

平林会長：他にいかがでしょうか。

それでは無いようですので、当協議会の平成 20 年度事業計画（案）並びに予算（案）につきましてご承認いただける方は拍手をお願いしたいと思います。

委員：異議なし、拍手。

平林会長：事業計画（案）並びに予算（案）につきまして承認をいただきました。（案）の字を削除していただきたいと思います。

以上をもちまして本日予定された案件につきましては全て終わりました。今までの件に関しても、どんなことでも結構ですので、公共交通等に関して何か皆様からご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

米倉委員：試行運行と実証運行の違いを簡単に説明していただけないでしょうか。

事務局：道路運送法に基づき、第 21 条の許可をいただいて 1 年以内でやらせていただいているものを、市としては試行運行という言い方をさせていただいています。新たにこの 4 月 1 日から 3 年間、一部期間が重複するのですが、その期間を実証運行として計画をするというように分けております。法的な解釈は少し違うと思いますので、国土交通省の方からご指導いただければと思います。

皆川委員：道路運送法という法律の中で規定されている内容ですが、その規程の中では実証運行だとか本格運行だとかいう区分は一切ございません。今安曇野市の方から説明がありましたが、元々運送事業というものが法の 4 条で既決されるものです。乗合運送については、本来乗合運送事業者が対応する部分なのですが、乗合運送事業ではなかなか対応できない部分があり、地元のタクシー事業者さんや貸し切りバス、観光バスの事業者さんが対応する部分が万一必要になるといった場合に、特例的に法の 21 条ということで許可する場合があるということです。

平成 18 年 10 月に行った法改正で、乗合運送の形態をかなり幅広く取ったので、21 条の特例的な部分は少なくしていこうということで、基本的にほとんどを乗合運送事業ということで整理させていただきます。乗合運送事業とは何かという話ですけれども、安曇野市の行っている車両はタクシー車両ですが、複数のお客さんが乗り合わせて運行するような形態ということで、それを法的には本格運行と捉えています。ただ予算など様々な事情があり、先行きがなかなか見えない部分があることから、とりあえず今は 21 条の特例的、臨時的な部分でやっているということです。これは 1 年間しか認めていないので、今後については 4 条許可という、乗合運送事業による乗合運送ということで整理をしてやっていただくこととなります。

米倉委員：試行運行と実証運行は内容的には全く同じであると考えてよろしいでしょうか。

皆川委員：中身的には同じだと思います。しかし試行運行ですから当然試行するという目的があるわけです。何か目的があってそれを達成するためにやっていく。終わればそのための検証が必要となるわけで、その検証評価も法定協議会の中で行っていただきます。国土交通省の補助は 3 年間となっているので、3 年後には当然安曇野市で国の補助もなく地域の皆さんの手で育てていく

こととなります。そういった部分をきちんと検証していくための試行運行という捉え方をしていただければと思います。

小山委員：資料6-3ですが、応募者の方の意見を参考にさせていただきますとあります。これは確かに新しい時代のニーズを掴むためのものとしてはそのとおりだと思いますが、これを見る限り、少し言葉は悪いですが、既存交通であるタクシーの存在を無視しているようにも取れます。これからは是非、タクシーとのバランスを考慮して行っていただくように再三お願いいたします。

平林会長：ご要望ということで重く受け止めていきたいと思います。他に何かございますか。

宮崎委員：これから3年間の実証運行ということですが、公共交通総合連携計画は10年間の計画になっています。先程平成20年度の事業計画について説明がありましたが、10年間に対しての3年間くらいの、総合計画の実施計画に当たるような上位計画は作成される予定があるのか、それとも実施計画の中に位置付けられるかたちなのか確認させていただきたいです。

事務局：市にとって総合計画は10年間のしっかりした柱になります。それに沿うかたちで様々な施策を行うということになりますが、先程の連携計画等の絡みは、3年間の計画で、これから幹事会等を中心に観光施策等についてどうするかという議論をさせていただきます。その内容を受け、では21年度はどうするべきかということをもとめていただくことになると思います。場合によっては連携計画を修正するという作業になるかもしれませんが、それによって新たに活性化に向けて努力をしていくのだと考えていただければと思います。

甕委員：国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業から補助がいただけるということですが、この財源は道路特定財源なのでしょうか。暫定税率も期限切れに近づいてきていて、一般財源化ということになって補助がなくなるということはないでしょうか。

皆川委員：道路特定財源とは一切関係ないところで予算を立てていると聞いております。

平林会長：他に何かございますか。

よろしいでしょうか。大変慎重にご審議をいただき、またご意見も頂戴いたしました。予定しておりました事項についてご承認をいただき誠にありがとうございました。以上をもちまして議事の方は終わらせていただきます。

新しい会長として、今まで皆様に築いていただいたことや、これから更にやっつけようという意欲を、全国のモデルになるような、また地域住民にとりましても本当に良かったと言われるようなものに築き上げていきたいと思っています。今後も建設的なご提言等をそれぞれの立場からいただいて、良い方向へ改善していきたいと思っています。今後ともお世話になりますがよろしくお願いいたします。

事務局：当面の予定についてのご連絡ですが、明日、本日ご決定いただいた連携計画をホームページ等に公表し、また国及び関係機関の皆様へ送付するという事務手続きをさせていただきます。また、3年間の事業計画認定の申請書の公募の期間が28日までとなっておりますので、28日付けで国土交通省に提出したいと考えております。

会議については、検討会と同じ位置付けである幹事会を5月19日の月曜日に、同じくこの場所で午後1時半からということで予定したいと思います。内容はこれから1年間の計画内容などが中心になると思います。

今の説明につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。それでは以上をもちまして本日の会議を終了といたします。大変ありがとうございました。

以上